

○江南市議会基本条例

平成25年12月24日

条例第40号

改正 令和3年3月25日条例第18号

前文

地方自治の更なる進展を図るためには、市民と自治体との深い信頼関係による協働の精神が必要不可欠である。

本市においてもそうした協働を基調とした、江南市市民自治によるまちづくり基本条例（平成23年条例第1号。以下「まちづくり基本条例」という。）の施行により、「次世代育成や高齢者の生きがいつくりなどの支えあいの福祉の推進による安心かつ安全で温かい生活環境づくり、男女共同参画と多文化共生による平和で明るく豊かな人間関係の育成、先人が切り拓いてきた貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しくうるおいのある生活と文化の継承や発展のあるまち」を目指して、まちづくりを力強く推進している。

また、国から地方への権限移譲が進み、地方公共団体の自己決定と自己責任の原則が重みを増している中、市民の信託を受けた市長とともに二元代表制の一翼を担う江南市議会は、市民に開かれた議会を目指し議会改革検討委員会等を立ち上げ、さまざまな改革を重ねてきた。

その結果として江南市議会は、公平性、透明性を確保し市民福祉の更なる向上を目指しつつ市民の意思を的確に反映した市政を実現するべくその権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営に対する監視と評価の機能を果たすため、ここに、地方自治の本旨に則り、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、まちづくり基本条例第15条第2項の規定に基づき、議会の役割その他議会運営に関して基本的な事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより市民の負託に応え、より良い市政の実現に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものと

する。

- (1) 政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 自らの議員活動について、市民への説明責任を果たすこと。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し合意形成に努めるものとする。

（議会運営）

第5条 議会は、議員相互間の自由な討議を尊重し、公正かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議長及び委員長は、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるよう本会議及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会の円滑な運営を図るため、先例（過去の事例、申合せ等をいう。）を整備するものとする。

（議会審議における論点情報の形成）

第6条 議会は、市長が提案する重要な政策について、審議における論点情報を形成

し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について、明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 江南市の基本構想との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

3 議会は、当初予算における予算編成の方針、内容等について十分に審査できるようにするため、当初予算説明会を開催し、市長等から説明を受けるものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 請願等を提出した者は、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができる。

3 委員会は、地域の住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができる。

4 委員会は、委員会の審査に当たっては、傍聴する者に審査資料を貸与するものとする。

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行について監視及び評価を行うものとする。

2 議会は、論点及び争点を明確にして議員と市長等との質問及び質疑の応答を行うものとする。

3 議長から本会議又は委員会への出席を求められた市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

4 議会は、災害時に対応するために江南市議会災害対策本部を設置し、江南市災害対策本部と連携を図るものとする。

(議会の議決事件)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、議会の議決に付すべき事件を別に条例で定める。

(政策の立案及び提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、政策の立案及び提言を行うものとする。

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、事務の執行に関する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修等及び自己研さん)

第13条 議会は、議員の政策の立案及び提言能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催及び図書等の充実に努めるものとする。

2 議員は、より高度で積極的な議会活動に資するため、自己研さんに努めるものとする。

(政務活動費)

第14条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、政務活動費の収支報告書を公開する。

3 議会は、政務活動費に関して別に条例で定める。

(市民参加及び市民との連携)

第15条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、委員会及び全員協議会、常任委員協議会その他議長が認める会議（以下「協議会等」という。）を原則公開する。
- 3 地方自治法第130条第3項の規定に基づく傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 4 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の意見を議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 5 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。
- 6 議長は、議員が受講する講演等への市民の参加を募集し、並びに議員が行う調査及び研究の内容を公開するよう努めるものとする。

（情報公開及び広報広聴の充実）

第16条 議会は、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）との整合を図りつつ、その有する情報を常時公開する。

- 2 議会は、インターネット、広報紙等の多様な媒体を用いた情報の発信及び市民の意見の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催することができる。

（議会改革の推進）

第17条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置することができる。

（交流及び連携の推進）

第18条 議会は、政策、議会運営等について、他の地方公共団体の議会と意見交換するため、積極的に交流及び連携を推進するものとする。

（政治倫理等）

第19条 議員は、市民の厳粛な負託を受けた代表として、その使命と責任を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を全うし、市民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。

2 議員は、本会議、委員会及び協議会等において、江南市議会議員記章を着用するものとする。

3 政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

4 江南市議会議員記章に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員定数)

第20条 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力、市の事業課題等を比較検討し、議会が決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

4 議会は、議員定数に関して別に条例で定める。

(議員報酬等)

第21条 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、江南市特別職報酬等審議会条例(昭和40年条例第4号)に規定する江南市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

2 議会は、議員報酬及び費用弁償等に関して別に条例で定める。

(議会事務局)

第22条 議会は、議員の政策の立案及び提言能力の向上等を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の充実を図るものとする。

(検討)

第23条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日条例第18号)

この条例は、江南市議会議員政治倫理条例(令和3年条例第17号)の施行の日か

ら施行する。